

平成26年5月8日
厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課

有機溶剤による中毒が発生したときの応急措置について

1. 概要

有機溶剤中毒予防規則第24条において、事業者は、屋内作業場等において有機溶剤業務に労働者を従事させるときは、次の事項を作業中の労働者が見やすい場所に掲示することとされている。

- ① 有機溶剤が人体に及ぼす影響
- ② 有機溶剤等の取扱上の注意事項
- ③ 有機溶剤による中毒が発生したときの応急処置

この内容については、「有機溶剤中毒予防規則第二十四条第一項の規定により掲示すべき事項の内容及び掲示方法（昭和47年8月30日労働省告示第123号（昭和53年一部改正））（以下「告示」という。）（別添資料）により定められている。

今般、「③有機溶剤による中毒が発生したときの応急処置」について、日本救急医療財団と日本蘇生協議会(JRC)で構成するガイドライン作成合同委員会が作製した「JRC（日本蘇生協議会）蘇生ガイドライン2010」に基づき、告示を改定することを検討する。

2. 改定案

（現行）

三、中毒が発生したときの応急処置

1. 中毒にかかった者を直ちに通気のよい場所に移し、すみやかに、衛生管理者その他の衛生管理を担当する者に連絡すること。
2. 中毒にかかった者の頭を低くして横向き又は仰向きに寝かせ、身体の保温に努めること。
3. 中毒にかかった者が意識を失っている場合は、口中の異物を取り除くこと。
4. 中毒にかかった者の呼吸が止まった場合は、すみやかに、人工呼吸を行うこと。

（修正案）

三、中毒が発生したときの応急処置

- 1 中毒にかかった者を直ちに通気のよい場所に移し、すみやかに、衛生管理者その他の衛生管理を担当する者に連絡すること。
- 2 中毒にかかった者は頭を低くして横向き （回復体位） に寝かせ、身体の保温に努めること。
- 3 中毒にかかった者が意識を失っている場合は、救急通報を行うこと。
- 4 中毒にかかった者の呼吸が止まった場合は、すみやかに、心肺蘇生を行うこと。

注）心肺蘇生については、JRC蘇生ガイドライン2010に一次救命措置（通報、AED準備、胸骨圧迫、気道確保・人工呼吸等）が詳述されており、別途何らかの形で同ガイドラインを参照する予定

有機溶剤中毒予防規則第二十四条第二項の規定に基づき同条第一項の規定により掲示すべき事項の内容及び掲示方法を定める告示（昭和47年8月30日労働省告示第123号（昭和53年一部改正））

有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）第二十四条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定により掲示すべき事項の内容及び掲示方法を次のように定め、昭和四十七年十月一日から適用する。

有機溶剤中毒予防規則（昭和三十五年労働省令第二十四号）第二十一条第一項の規定により掲示すべき事項の内容及び掲示方法を定める告示（昭和三十五年労働省告示第四十五号）は、昭和四十七年九月三十日限り廃止する。

一 有機溶剤の人体に及ぼす作用について掲示すべき内容は、次のとおりとする。

主な症状

- (1) 頭痛
- (2) けん怠感
- (3) めまい
- (4) 貧血
- (5) 肝臓障害

二 有機溶剤等の取扱い上の注意事項について掲示すべき内容は、次のとおりとする。

- (1) 有機溶剤を入れた容器で使用中でないものには、必ずふたをすること。
- (2) 当日の作業に直接必要のある量以外の有機溶剤等を作業場内へ持ち込まないこと。
- (3) できるだけ風上で作業を行ない、有機溶剤の蒸気の吸入をさけること。
- (4) できるだけ有機溶剤等を皮膚にふれないようにすること。

三 有機溶剤による中毒が発生したときの応急処置について掲示すべき内容は、次のとおりとする。

- (1) 中毒にかかった者を直ちに通風のよい場所に移し、すみやかに、衛生管理者その他の衛生管理を担当する者に連絡すること。
- (2) 中毒にかかった者の頭を低くして横向き又は仰向きに寝かせ、身体の保温に努めること。
- (3) 中毒にかかった者が意識を失っている場合は、口中の異物を取り除くこと。
- (4) 中毒にかかった者の呼吸が止まった場合は、すみやかに、人工呼吸を行なうこと。

四 掲示方法は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 掲示は、掲示板によつて行なうこと。
- (2) 掲示板の材質は、木質、金属その他の硬質の物であること。
- (3) 掲示板の大きさは、縦〇・四メートル以上、横一・五メートル以上とすること。
- (4) 掲示板の表面は、白色とすること。
- (5) 掲示板に記載する文字は、黒色とすること。
- (6) 掲示板の第一行目に「有機溶剤等使用の注意事項」と表示すること。